

放課後等デイサービス事業者の行政処分について

2箇所放課後等デイサービス事業所において、不適正な運営が行われているとの通報を受け、児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、監査を実施してまいりました。

その結果、各事業所において、不正の事実を確認しましたので、各事業者に対し、「指定取消」とする行政処分を実施するとともに、不正に受領した給付費の返還、加算金等の支払いを求めましたので、御報告いたします。

第 1 事案 1

1 対象

(1) 事業者の概要

- ア 名称：株式会社トゥルー・セルフ
- イ 代表者名：岡田 浩和（代表取締役）
- ウ 所在地：京都府京田辺市高船前田 1 2 番地

(2) 事業所の概要

- ア 名称：放課後等デイサービス なちゆるるはうす
- イ 所在地：京都市伏見区南新地 4-4 ブランドールO&A 1 階
- ウ 指定年月日：平成 28 年 10 月 1 日
- エ 定員：10 名
- オ 提供するサービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

2 監査の実施状況

(1) 実施期間

令和 2 年 8 月 3 日から（現在も継続中）

(2) 実施内容

書類調査及び関係者からのヒアリング

3 監査で確認した事実

(1) 著しく不当な行為及び虚偽報告（法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 6 号，第 10 号）

実際には適切に作成していなかった個別支援計画（以下「計画」という。）を、すでに退職している従業者の姓の印鑑を購入して不正に使用することで作成されていたかのように偽装し、本市に提出した（平成 29 年 2 月～令和元年 11 月，利用者 19 人分）。

(2) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

計画について、未作成や上記「(1)」に記載する事由等により適切に作成されていないにもかかわらず、計画未作成減算を適用せずに給付費を請求し受領した（平成28年11月～令和2年6月、利用者38人分（上記「(1)」の分を含む））。

4 行政処分の実施

本事案については、請求に関し不正があったうえ、計画を偽装するという不当な行為が行われたこと等から、令和3年1月25日付けで、法第21条の5の24第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

確認した不正請求額については返還を求め、法第57条の2第2項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算金等の支払いも求めた。

(1) 指定取消

効力発生日：令和3年4月1日

(2) 不正請求額の返還請求

返還請求額：約1,874万円

（給付費：約1,336万円＋加算金等：約538万円）

第2 事案2

1 対象

(1) 事業者の概要

- ア 名称：株式会社SEIBU観光企画
- イ 代表者名：松山 貴香（代表取締役）
- ウ 所在地：東山区福稲柿本町12番地18

(2) 事業所の概要

- ア 名称：放課後等デイサービス Chau Chau
- イ 所在地：東山区福稲柿本町12番地18
- ウ 指定年月日：平成30年6月1日
- エ 定員：10人
- オ 提供するサービス：放課後等デイサービス

2 監査の実施状況

(1) 実施期間

令和2年10月28日から（現在も継続中）

(2) 実施内容

書類調査及び関係者からのヒアリング

3 監査で確認した事実

(1) 不正な手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）

指定申請時に、常勤で勤務できないことを認識していた従業者を常勤の児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）として届け出ることによって、不正に指定を受けた。

(2) 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第3号）

ア 児発管として届け出られた者が、実際には勤務しておらず、必要な人員配置を満たしていなかった（平成30年10月～令和2年9月）。

イ 児童指導員等の配置について、基準上定められる数を満たしておらず、必要な人員配置を満たしていなかった（上記「ア」と同期間）。

※ 指定日から平成30年9月までは利用者がいないため、人員基準違反の始期は利用開始月である平成30年10月としたもの。

(3) 不適正な運営（法第21条の5の24第1項第4号）

計画について、未作成や児発管が作成に関わっていなかった状態にあり、適切に作成されていなかった（平成30年10月～令和2年9月、全利用者8人分）。

(4) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

ア 人員基準関連

上記「(2)」に記載する事由により、必要な人員配置を満たしていないにもかかわらず、必要な減算を適用せずに給付費を請求し受領した。

また、要件を満たしていない加算を算定のうえ給付費を請求し受領した。

対象の加・減算	数量
児童発達支援管理責任者欠如減算	5.5人月
人員欠如減算	5.7人月
児童指導員等配置加算	1.8人月
児童指導員等加配加算	5.7人月

イ 運営基準関連

上記「(3)」に記載する事由により、計画を適切に作成していないにもかかわらず、計画未作成減算を適用せずに給付費を請求し受領した（利用者8人分）。

ウ その他

- ・ 実際には、サービスを提供していないにもかかわらず、サービスを提供したものとして、給付費を請求し受領した（令和元年8月～令和2年5月、22人日）。
- ・ 実際には、送迎を行っていないにもかかわらず、送迎を行ったものとして、送迎加算を算定のうえ給付費を請求し受領した（令和元年7月～令和2年8月、92回）。

4 行政処分の実施

本事案については、不正な手段によって指定を受けたことはもとより、指定後も継続して基準違反状態にあったこと等から、令和3年1月25日付けで、法第21条の5の24第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

確認した不正請求額については返還を求め、法第57条の2第2項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算金等の支払いも求めた。

(1) 指定取消

効力発生日：令和3年4月1日

(2) 不正請求額の返還請求

返還請求額：約636万円

(給付費：約454万円＋加算金等：約182万円)

第3 今後の取組

1 利用者への対応

(1) 事業者の取組

事業者から利用者※に説明を行うとともに、現在、指定取消後の放課後等デイサービスの利用に係る意向を確認し、他施設での受入調整を行っている。

※ 利用者数（令和3年1月1日時点）：なちゅらるはうす（28人）

Chau Chau（4人）

(2) 本市の取組

事業者に対し、利用者について、他施設での受入調整を行うよう指導しており、引き続き、指定取消の効力発生日までに受入先の確保ができるよう対応する。

2 全市的な取組

(1) 事業者に対する周知

市内の全放課後等デイサービス事業者に対し、本事案の概要について周知し、適正な事務の執行に係る注意喚起を実施した。

(2) 未然防止・再発防止の取組

ア 放課後等デイサービスの公募における講習会の実施

制度理解の徹底を図る観点から、放課後等デイサービスの公募に係る手続きにおいて、詳細な制度説明を実施する講習会への参加を必須とした。

イ 集団指導等の機会を活用した周知徹底

毎年開催している、市内の障害福祉サービス事業等を行う全事業者を対象とした集団指導等をはじめ、あらゆる機会を活用して、不正行為の防止について、再度周知徹底を図っていく。